

USPTO の 2012 年度予算が成立

2011 年 11 月 24 日

JETRO NY 諸岡

オバマ大統領は11月18日、米国特許商標庁 (USPTO) の予算案を含む法案 (HR2112)¹に署名し、2012年度 (2011年10月～2012年9月) のUSPTO の予算が成立した。

同法案は、17日に上院本会議及び下院本会議を通過した。本来、2012年度予算は、年度当初までに成立している必要があるが、現在上下両院の間いわゆる「ねじれ」が生じていることから、予算法案を期日までに通過させることが出来ず、これまでは、昨年年度と同様の支出を確保する暫定予算により歳出を確保してきたところ。

今回成立した予算法案により、USPTOの予算は最大約27億ドル²まで認められ、昨年度の20.9億ドル³を大幅に上回る。また、特許改革法案審議時から問題とされてきた料金ダイバージェン⁴に関しては、予算を超える料金収入があった場合、当該収入はリザーブファンドに組み入れられ、当該ファンドの資金が必要となった場合は、USPTOが議会に支出計画書を提出し、議会により承認されれば、当該収入の使用が認められることになる⁵。

今回の予算成立は、USPTOの審査の質や審査速度の向上を図ることが出来るとして、知財関係者からは好評価を得ている⁶。

(了)

¹ 今回通過した法案は minibus (ミニバス) というニックネームがついている。通常の包括歳出予算案はオムニバス予算案と呼ばれるが、今回の法案は包括歳出予算案ではなく一部の予算案にとどまるため、(オムニバスに対して)ミニバスと呼ばれている。

² 正確には 2,706,313,000 ドル。

³ [2011年4月15日付NY発知財ニュース:2011年度米国政府予算が成立](#) (PDF) 参照。

⁴ 米国特許商標庁 (USPTO) が徴収した特許・商標収入の一般会計へ繰り入れる制度。USPTO ユーザが支払った料金が USPTO 以外に使用されるため、ユーザの中には、源泉徴収される発明税だと反発する者が多い。そのため、先日成立した特許改革法においては、法案を上回る収入があった場合は当該収入をリザーブファンドに組み入れ、議会の承認を経て USPTO が用いる旨規定されたところ。

⁵ なお、USPTO の料金収入は27億ドルを下回るとの非公式の調査結果もあるとのこと。料金収入が27億ドルよりも少ない場合、歳出は収入金額を超えることは出来ない。[議会レポート](#) (PDF) 43-44 ページ参照。

⁶ 例えば、知的財産権者協会 (IPO: Intellectual Property Owners Association) は、18日付の会員向けニュースにて、法案内容を賞賛している。